

(案)

消 食 表 第 号

平 成 25 年 月 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消 費 者 庁 次 長

アレルギー物質を含む食品に関する表示について

アレルギー物質を含む食品に関する表示については、食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成 23 年内閣府令第 45 号）及び食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成 23 年内閣府令第 46 号）の規定により表示を義務付けるとともに、「食品衛生法施行規則及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について」（平成 13 年 3 月 15 日食発第 79 号）及び「アレルギー物質を含む食品に関する表示について」（平成 13 年 3 月 21 日食企発第 2 号・食監発第 46 号）（以下「厚生労働省通知」という。）に基づき運用しているところですが、今般、特定原材料に準ずるものとして、新たにカシューナッツ及びごまの 2 品目を追加することとしたので、当該 2 品目の表示は、本通知後、包装材を切り換える機会に合わせたできる限り早い段階で表示に努めるよう、関係者へご指導願います。

また、これに伴い、厚生労働省通知を基に、別添 1 のとおり「アレルギー物質を含む食品に関する表示指導要領」を、また、別添 2 のとおり「アレルギー物質を含む食品に関する表示 Q & A」を新たに定めましたので、今後はこれにより指導するとともに、関係者への周知をお願いします。